

答 申 第 1 8 9 号
平成 28 年 6 月 20 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩 原 聡 央



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成28年6月17日付け岐阜市防政第59号で依頼のありました下記事案について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事案

(1) 事案の概要

平成28年（2016年）熊本地震により、熊本県内の市町村（以下「被災市町村」という。）の住民（以下「避難者」という。）は、全国各地に避難している状況である。

被災市町村では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3第1項に規定する被災者台帳の作成等に避難者の個人情報が必要となることから、熊本県から各都道府県を経由して、避難者に関する情報を避難元の被災市町村に提供しよう依頼があった。

この依頼に応じ、被災市町村に対して避難者に関する保有個人情報を提供するため及び避難者に対して必要な情報を提供するため、以下の個人情報をエクセルファイルで保有するものである。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

オ 避難元の住所

カ 現在の居住地及び連絡先電話番号

キ 現在の居住地に同一世帯員が避難している場合は、同一世帯員のアからカまでの個人情報

(2) ファイルの名称

平成28年熊本地震に伴う避難者管理簿

2 意見

適当なものと認める。